

作業完了報告書作成ガイド

1. 対象者(詳細はガイドライン「12.6 作業完了の報告」を参照)

対象 : **特定粉じん排出等作業実施届出書**を提出した者、又は**石綿排出等作業実施届出書**を提出した者

注意 特定粉じん排出等作業の実施の届出をする者は発注者又は自主施工者です。特定粉じん排出等作業実施の届出に対する作業完了報告書は発注者又は自主施工者が提出ください。なお、石綿排出等作業の実施の届出をする者は元請業者又は自主施工者です。石綿排出等作業の実施の届出に対する作業完了報告書は元請業者又は自主施工者が提出ください。また、特定粉じん排出等作業実施届出書と石綿排出等作業の実施届出書が必要な工事では、それぞれの届出書に対して、作業完了報告書を提出ください。

2. 届出事項(詳細はガイドライン「12.6 作業完了の報告」を参照)

e-KAWASAKI によるオンライン申請が可能です。添付資料はアップロードできます。紙で提出する場合は以下の様式を利用し、添付資料と併せてご提出ください。

提出書類	内容
作業完了報告書 (第 25 号様式の 6)	計画と実際の作業の相違点などについて記入してください。記載例は 別紙 1 を参照してください。様式のパソコンからの ダウンロード方法 については、 別紙 2 を参照してください。

以下の資料も併せて提出してください。

① 実施工程表

当初の予定から変更があった場合、その旨を記入してください。

② 写真など作業中の状況の記録

養生前・養生後・作業中・作業後の写真(複数の工区で除去作業を行う場合は工区ごと)。石綿濃度の測定を実施した場合は測定中の写真など。写真是撮影日が分かるようにしてください。集じん・排気装置を設置した場合は、粉じんを迅速に測定できる機器(デジタル粉じん計等)による点検記録用紙

- 石綿濃度測定計画書を提出された場合は、別途第 25 号様式の 5 「石綿濃度測定結果報告書」の提出が必要となります。
- 条例の測定義務がかからない工事(除去面積が 50m²未満)で石綿濃度測定を実施した場合は、測定結果を作業完了報告書に添付してください。

○作業の完了とは (ガイドライン「4 用語の定義」抜粋)

作業区画の隔離、幕など養生、足場の撤去の完了をいう。特定建築材料の除去等が終了した後も、養生、足場の撤去をせずに、引き続き建築物等の解体工事を行う場合、除去設備を作業場から撤去したとき、かつ廃棄物を保管場所に移動したときを作業の完了とする。

3. 報告期限

特定粉じん排出等作業が完了してから 30 日以内に、提出してください。

<報告期限の例>

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

報告期限

報告期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の翌日を報告期限とします。

提出・連絡先

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKI をご利用ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/c1d68ec3-48bf-45c9-a65e-b5440473dac2/start>



紙で届出する場合は、正本に写しを添えて計 2 通提出してください。

川崎市役所 本庁舎 20F 環境局環境対策部環境対策推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1

電話 : 044-200-2526

FAX : 044-200-3921

メール : 30suisin@city.kawasaki.jp

作業完了報告書の記載例の詳細については、ガイドラインをご参照ください。

第 25 号様式の 6

作業完了報告書

- 特定粉じん排出等作業実施届出書を提出した工事の場合、作業完了報告書の届出者は発注者又は自主施工者です。
- 石綿排出等作業実施届出書を提出した工事の場合、作業完了報告書の届出者は施工者（元請業者、自主施工者）です。

令和××年 ××月 ××日

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 川崎市川崎区東田町〇一〇
氏名 △△建設株式会社
代表取締役 ◎◎ ◎◎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印は不要です。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 6 条の 7 の規定により、次のとおり報告します。

特定工事の名称	☆☆株式会社寮解体工事	
特定工事の場所	川崎市〇〇区〇〇〇×丁目××番地××	
特定粉じん排出等作業の完了年月日	令和××年 ××月 ××日	
作業実施計画と実際の作業の相違点	<p>例 1) 荒天のため、工事計画より工事開始が遅くなり、令和 3 年 10 月 17 日～令和 3 年 10 月 28 日の日程が令和 3 年 10 月 20 日～令和 3 年 11 月 1 日と変更しました。</p> <p>例 2) 特になし</p>	
作業実施届出日	<input checked="" type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施届出 <input type="checkbox"/> 石綿排出等作業実施届出	令和××年××月××日
連絡先	<p>担当部署 △△建設株式会社 担当者氏名 ◎◎ ◎◎ 電話番号 ×××-×××-××××</p>	

備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。

2 実施した特定粉じん排出等作業の工程の概要及び作業中の状況を確認できる書類（写真など）を添付してください。

◎届出様式の場所

川崎市 アスベスト 届出様式

検索

上記で直接検索頂くか、次の要領で検索してください。

1. 川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)

検索窓に「アスベスト 届出様式」と入力し、検索してください。



2. 「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」をクリックしてください。

検索結果

約 24 件 (0.13 秒) 表示順: Relevance

[【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板](#)

川崎市, page 2025/02/21 ... 様式第3の4 事前調査結果報告書・吹付石綿、石綿含有断熱材等の除去等を行う工事・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等を行う延床面積 80m²以上 ...

3. ワード形式でダウンロードしてください。

» 第25号様式の6 作業完了報告書

令和5年4月1日からオンライン手続を開始しました。オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) で申請するか、以下の様式により紙で提出してください。

オンライン手続 | 作業完了報告書 外部リンク

• 根拠となる条例・規則・要綱等：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) のページ一番下に掲載されている[利用規約等](#)を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

添付ファイル

[作業完了報告書\(DOCX形式, 16.76KB\)](#)

添付ファイル

[作業完了報告書作成ガイド\(PDF形式, 415.48KB\)](#) 別ウィンドウで開く

作成にあたって参考にしてください。